

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 16 日現在

機関番号：12102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780067

研究課題名(和文) 民事責任法と人・家族 その変容と現代におけるあり方

研究課題名(英文) Tort law and person, family

研究代表者

白石 友行 (SHIRAIISHI, Tomoyuki)

筑波大学・ビジネスサイエンス系・准教授

研究者番号：00571548

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、民事責任法と人および家族の法との関わりについて、人や家族が関わる損害賠償請求事件が民事責任法の枠組に与える影響、反対に、民事責任法が人および家族の捉え方に与える影響という問題設定の下、理論的、法学的、社会的、歴史的な視点から検討することを通じて、現代における民事責任法と人および家族の法のあり方を探求し、現代社会で生じている人や家族が関わる民事責任法上の諸問題へとアプローチする際の視点を提示するものである。

研究成果の概要(英文)：The tort law associates with person and family closely. Suits for the damages that concern person or family influence the framework of the tort law, and the tort law influences the view of person and the view of family. In this study, the relation between the tort law and the law of person or the tort law and the family law is analyzed in theory, in jurisprudence, in society and in history, and the viewpoints to approach problems in the modern society are presented.

研究分野：民法

キーワード：民事責任法 人 家族 損害賠償

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 民事責任法は、人や家族の捉え方と密接に関わっている。例えば、死傷の場合における損害賠償額の算定、様々な人格権や人格的利益の発展、素因減額、責任能力と未成年者や障害者による不法行為、胎児への不法行為、ロングフル・バースやロングフル・ライフ等は、人一般または特定の属性の人の捉え方に関わる。また、損害賠償請求権者、不貞行為を理由とする損害賠償請求、家族間での一般的な権利侵害、離婚、内縁やパートナーシップ関係、婚約解消に際しての損害賠償請求、子の監護や面会交流拒絶と関連した損害賠償請求、監督義務者の責任、過失相殺における被害者側の過失等は、家族の捉え方と関わる。しかし、これまでの議論においては、一部を除き、人や家族の捉え方といった総合的・包括的な視点から民事責任法上の個々の問題の検討を行い、その成果を民事責任法全体、更には、人の法や家族の法全体へと還元していく作業が十分に行われてきたわけではない。こうした状況の下では、以下のような疑問が生じうる。

(2) 第1に、人の法や家族の法という視点からは、民事責任法が人や家族の捉え方の変化に必ずしも十分な形で対応することができていないのではないかと、個別問題をめぐる民事責任法上の議論が人や家族の捉え方に与える影響、その含意が十分に意識されていない場面も存在するのではないかと、また、問題となる場面によって、それぞれの議論が前提としている人や家族の像が異なっているように見受けられることもあり、全体としての整合性に欠けているのではないかとといった疑問が生ずる。こうした観点からは、人の法や家族の法における理論動向を十分に咀嚼しつつ、時代的・社会的な背景をも視野に入れながら、民事責任法が人や家族の捉え方にどのような影響を与えるのかという視点を持って議論を構築していく必要があると考えられる。

(3) 第2に、民事責任法の視点からは、人や家族に関わる損害賠償の問題においては、事柄の性質上、結論の適切さを確保しようとするあまり、本質論(目的および機能論)と解釈論のそれぞれのレベルで民事責任法理との接合が十分になされていない議論も存在するのではないかと、反対に、人や家族が関わる場面で展開されてきた議論が民事責任法の本質と解釈の両面において持つ意義を再検討しておく必要はないかという疑問が生ずる。この観点からは、民事責任法の理論動向を十分に咀嚼しつつ、人や家族に関わる損害賠償法上の諸問題が民事責任法全体にどのような影響を与えるのかという視点を持って議論を構築していく必要があると考えられる。

### 2. 研究の目的

(1) 民事責任法と人および家族の法との関わりを理論的・法学的・社会的・歴史的な視点から検討し、現代社会における両法相互のあり方を探求することが本研究の究極的な目的である。

(2) より具体的に言えば、本研究は、人や家族に関わる損害賠償請求事件が民事責任法の基本理念や構造の理解に与えた影響、反対に、民事責任法が人や家族の捉え方およびこれらのあり方に与えた影響という2つの問題を、各時代の社会的コンテクストおよび民法学のあり方を踏まえながら検討し、現代社会において生起する人や家族が関わる民事責任法上の諸問題へとアプローチする際の課題を浮かび上げさせつつ、解決の方向性を探ることを目的としている。

### 3. 研究の方法

本研究は、主として、フランス法との比較検討を行い、その成果を基礎として、日本法の下での議論を展開するものである。これは、フランスにおいては、民事責任法の個別問題を論ずる際にも人や家族のあり方という大きな視点が明確に意識されているため、民事責任法と人の法または家族の法との関係について動態的な見方を描くことができ、その結果、フランスの議論を社会的・歴史的背景を含めて検討し、その成果を日本法へと還元していくことが、2の研究目的を実現するために極めて有益であると考えられるからである。

### 4. 研究成果

(1) 本研究は、民事責任法の領域において人や家族がどのように捉えられてきたのかを明らかにしている。

第1に、これまでの議論からは、人や家族に関する「多様性と画一性」の調和と相克という視点を抽出することができる。

まず、人について見ると、例えば、死傷の場面における損害賠償額の算定方法に関しては、裁判実務で採用されている手法のほかに、人間の尊厳を強調し損害賠償額の定額化を主張する見解や、一定限度での定額化と個別事情を考慮しての損害賠償額の上積みをも認める見解等が存在するが、ここでの議論の核心は、人間の尊厳=画一的な評価の要請を強調するのか、個人の尊重=個人の多様な可能性の考慮に重点を置くのかという点にあるとすることができる。また、慰謝料に関しても、多様なライフスタイルに応じた楽しみ等も含めその内容を豊かにしていこうとする見解や、幼児等の感受能力を欠く者に対しても慰謝料請求を認めるべきであるとの見解があるが、前者は多様性を、後者は画一性を強調する議論として位置付けることができる。

更に、権利侵害のレベルでも、近年の裁判例においては、人の多様な感情や内面への配慮、私的領域への心配りから、被侵害権利の内容の充実化が見られる一方で、多数派への配慮、人間の尊厳や公共性に裏打ちされた画一的要請から、人の多様性への顧慮が制約されている場面も散見される。

最後に、素因減額をめぐる従前の議論に関しても、社会には多様な人がいることを前提として、その多様性があるがままに受け入れ、その人の行動を確保するために素因の斟酌を原則として否定する考え方と、ある一定の基準を設け、そこから外れる者についての素因を考慮して、素因保有者の行動自由を制約して、多数派の行動自由に配慮する考え方の対立いう形で整理することができる。

次に、家族について見ると、例えば、内縁やパートナーシップ関係の解消に際して問題となる損害賠償の場面では、判例が採用する準婚理論、これに対する自己決定やライフスタイルの尊重という観点からの批判、自己決定を尊重する立場からの契約法理等による処理の提案または要保護性という観点からの画一的な救護策の必要性の強調等が、議論の対象となってきた。これらは、いずれも、男女関係の多様性を法理論としてどこまで保障するのか、それを保障する場合に関係解消に基づく不利益を救済する受け皿を一定の基準に依拠して画一的に用意するのかという点を問題関心とするものであったと言える。

また、ある者が死亡または負傷した場合における間接被害者の損害賠償請求について、民法起草者は、個人本位の構成を原則としながら、父母、配偶者、子という最も親密な範囲の家族に対してのみ例外的に損害賠償を肯定するという考え方を採用していた。これに対して、判例は、血縁関係または配偶者としての家族のみならず、生活共同体としての家族にも一定の損害賠償請求を認めている（相続構成と扶養構成の両立、民法711条による固有の慰謝料請求権者の拡大）。ここには、最も親密な家族間での画一的処理を残しつつも、多様な家族関係のあり方に柔軟な形で対応していこうとする傾向を見て取ることができる。

最後に、子の行為に対する親の責任が問題となる場面では、これまで、民法714条の法定監督義務者の責任についてはその免責がほとんど認められず、また、同714条が適用されない場合であっても同709条の責任が肯定され、かつ、そこでの過失の内容は一般的な監督義務にほかならないと捉える見解が有力であった。ここには、親子を一体的に扱おうとする親子観が看取される。他方で、民法714条の監督義務の内容、同709条責任における過失＝監督義務違反の内容について判断を示した近年の判例を読むと、こうした親子観からの離脱、つまり、親子関係の具体的なあり方を斟酌すべきこと、子の自律性や親

のライフスタイルにも配慮すべきことが示唆されているように見える。

第2に、これまでの議論からは、人や家族の捉え方に関する「絶対性と相対性」という視点を抽出することができる。

まず、同じ人でありながら、その属性に応じて異なる規律が適用されることがある。例えば、胎児に関しては、妊娠中の女性が事故に遭い胎児が女性の胎内で死亡した事案の取扱いをめぐる、胎児に損害賠償請求権の帰属を認める考え方、両親となるはずであった者に民法711条の固有の慰謝料請求権を認める考え方、両親となるはずであった者に出生への期待等の侵害を理由とする慰謝料請求権を認める考え方等が示されている。これらの議論は、それぞれ、胎児に人一般としての属性を認めるのか、子としての属性のみを認めるのか、人または子としての属性を認めない（両親となるはずであった者の人格の問題として捉える）のかという形で整理することができる。

また、子どもについては、保護と支援の対象であると同時に、親にとってのリスクの源であり、親に従属する存在であると捉えられているように見える。過大な損害賠償の負担によって子の将来に重大な影響が生じないようにするための配慮＝責任能力制度や、逸失利益の算定について将来の多様な可能性を考慮して男児と女児で差異を設けない取扱い等は、前者の側面に関わるのに対し、子の不法行為に対する親の責任についての伝統的な考え方や、子への不法行為に親の不注意が関与している場合の被害者側の過失の考え方等には、後者の側面が明瞭な形で現れている。

更に、女性に関して言えば、これまで、主に弱者として民事責任法上の保護の対象とされてきたが、今日では、セクシュアル・ハラスメントに関する裁判例や女性としての生活の質の強調に見られるように、自立的で固有の価値を持つ属性として捉えられるようになってきている。その反面で、逸失利益の算定等の場面では、人一般との関係で女性という属性をどこまで強調すべきなのかが問われることになる。

次に、同じ概念に包摂されるものでありながら、その内実に応じて異なる規律が適用されることがある。

人一般について見ると、人は、理性的で合理的な判断をなしうる存在であると同時に、状況によっては弱く脆い存在であるため、文脈に応じて人の捉え方が更新されていくことになる。例えば、プライバシーの中身について、個人の自律性を強調する考え方と他者との相互行為の重要性を指摘する考え方との対立や、自己決定権に関して、情報を与えられさえすれば自己決定をすることができたはずだという意味で強い人を想定する議論と社会的ないし関係的文脈による影響の

大きさを指摘し弱い人をも想定すべきだとする議論との対立等には、このことが明確な形で現れている。

家族についても同様である。夫婦を例にとると、そこでは実態に応じた取扱いの差が見られる。例えば、不貞行為を理由とする損害賠償請求や被害者側の過失の場面では、法律上の夫婦かどうかという形式よりも、相互支配的で（不貞行為を理由とする損害賠償請求の場面）経済的に一体的である（被害者側の過失の場面）かという夫婦としての実態があるかどうか重視されている。

（２）次に、本研究は、人や家族の捉え方から見た場合にこれまでの民事責任法上の議論がどのように評価されるのか、反対に、民事責任法の観点から見た場合に人や家族の捉え方がどのように評価されるのかを検討している。

第１に、人や家族の捉え方から見た場合、民事責任法の本質論または目的・機能論に対して、また、民事責任法の構造または解釈枠組に対して、以下のような指摘を行うことができる。

人や家族が関わる民事責任の領域では、これまで被害者保護の思想が強調され、しかも、その思想が具体的な結果にだけ結び付ける形で語られてきた。しかし、こうした議論の仕方には、以下の問題がある。まず、例えば、婚姻予約不履行が女性救済のための限定的な法理から一般的な法理へと拡大されてしまったことに見られるように、それぞれの文脈で保護の対象として語られている被害者が、ある属性の人だけを指しているのか、それとも、人一般を意味しているのかを明確にすることなく、被害者保護が語られる傾向がある。次に、逸失利益の定額化や慰謝料の客観化が人の多様性の顧慮を妨げること、婚姻予約不履行や不貞行為を理由とする損害賠償の拡大が私的領域への過度の介入になること等に見られるように、被害者保護の理念が責任の肯否および損害賠償額という最終的な結果のみ結び付けられているために、その結果を導くための論理が人や家族の捉え方に対して持つ消極的な含意を理解することができなくなっている。最後に、個々の場面における被害者保護の理念はある特定の文脈で語られてきたはずであるのに、その文脈が無視されてしまっている。

また、人や家族が関わる民事責任の領域では、損害の公平な分担が語られることも多い。公平の中身については、素因減額の文脈で、１．具体的加害者と可能的加害者の公平、２．具体的被害者と可能的被害者の公平、３．具体的加害者と具体的被害者の公平があること、個人主義的法制の下では３を重視し素因を原則として顧慮すべきではないことが指摘される。判例が、外国人が死傷した場合に具体的被害者＝外国人を出発点としてその

逸失利益を算定し、不法行為後に被害者が別原因で死亡した場合に介護費用賠償を否定しているのも、３の現れであると言える。そして、こうした発想は、人や家族の多様性を考慮すること、責任の成否や損害賠償額という結果のレベルではなく人や家族の捉え方のレベルで公平を問うことにも繋がる。

更に、人や家族が関わる民事責任の領域、とりわけ、人身損害の場面における慰謝料請求権の相続、近親者の慰謝料請求、不貞行為を理由とする損害賠償請求、配偶者ある者と情交関係を結んだ者の慰謝料請求、離婚に伴う慰謝料請求等の事例では、民事責任法の機能としての抑止や制裁が、何らの正当化も付されることなく、無自覚的に援用されてしまっている。これは、人や家族が関わる場面で民事責任法の目的や機能を強調する議論が民事責任の本質論に十分な形で接合していないことの一例である。

最後に、民事責任法の解釈論上の問題としては、とりわけ以下の３点が重要である。まず、権利侵害要件のレベルでは、人の多様な感情や内面をどのように権利として構成していくのか（これらを一般的に承認されたより高次の権利と接合させるのか、侵害行為の重大性という要件を課すことによってこれらを保護していくのか等）、人の多様な感情や内面の中身の正当性を問うべきなのか（中身の審査をすることなく器自体を保護すべき場合もあるのではないか）という点が課題となる。次に、損害要件レベルでは、金銭上の差額という最終的な結果にのみ着目するのでも、死傷等の事実という形で損害を抽象的に捉えるのでもなく、一定の範囲で画一性の要求を充足しつつも、より具体的な内実を含み、個人の内面や可能性にも配慮した損害論を構築することが必要である。更に、とりわけ家族が関わる紛争の場面では、ある一定の結論と民事責任法上の要件および効果をしっかりと接合させること、ある場面での解釈論と別の場面での解釈論に家族の捉え方のレベルでの整合性を持たせること（例えば、夫婦間での不法行為であることはその規律に何ら影響を及ぼさないという解釈論と、夫婦間において被害者側の過失を肯定する解釈論との間には、一定の不整合が存在する）も必要である。

第２に、民事責任法から見た場合には、人や家族の捉え方に対して、以下のような指摘を行うことができる。

まず、人の捉え方との関連では、民事責任法における人の多様性への配慮を人の法へと発展させていくこと、民事責任法において多様性により配慮することができる法的枠組を構築すること、人の共通性の考慮に由来する部分と特殊性の考慮に由来する部分を明確にすること、属性を顧慮するに際しては、ある属性を特別に保護する方法（保護の枠組）、ある属性を考慮するために一般法理を

修正する方法（支援の枠組）ある属性を考慮しない方法（放任の枠組）ある属性の存在を認めつつも一般人一般に解消して対処する方法（還元の枠組）を、それぞれの方法が当該文脈で持ちうる含意に留意しつつ使い分けることが必要となる。

次に、家族の捉え方との関連では、民事責任法において家族の多様性を考慮することができる法的枠組を構築すること、家族法上の規律との関係に留意し、とりわけ、家族法の機能を弱めないようにすること、家族法の規律に由来しない固定的な夫婦間や親子観、これらに導かれた民事責任法上の解釈論から脱却し、現代における家族のあり方に適した議論を構築することが必要である。

（3）最後に、本研究は、民事責任法と家族が関わる場面のうち、とりわけ、家族の保護が問題となる場面に焦点をあてて、家族の中身という視点（民事責任法上の個別問題において、家族という枠に入るのは誰か、家族のメンバー相互の関係はどのように把握されるのか、各家族は典型的な家族または家族外の存在から自律的でありうるのか）、民事責任法の枠組という視点（個々の議論が民事責任法の構造に適合しているのか、個々の議論が家族のあり方に対して持つ含意が民事責任法の目的および機能との関連でどのように評価されるのか、個々の議論が民事責任法で考慮されるべき価値に十分に配慮をなしている枠組であるのか）からこれを分析している。

家族としての保護、とりわけ、家族として捉えられる者の生命・身体・自由・人格権等が侵害された場合にその家族のメンバーはどのような根拠に基づきどのような内容の損害賠償を請求することができるのかという問題については、1．これを原則として否定する考え方のほか、2．直接被害者との間の身分や地位それ自体の侵害を問題にする考え方、3．直接被害者との間で形成されていた関係に結びつく個人としての人格権の侵害を問題にする考え方、4．自己の感情の侵害を問題にする考え方がありうる。

まず、家族の枠という視点から見ると、1は、親子・配偶者という最近親関係の保護のみを目的とする議論、2は、親子・配偶者という法定の身分を保護するとの考え方から出発し、これを身分権概念の枠と内容の拡張および事実に着目した拡張という手法によって他の者にも拡大しようとする議論、3は、親子・配偶者の関係で形成される個人の人格を保護するとの考え方から出発し、ある者との関係が自己の人格の実現や展開にとって必要不可欠であると評価される場合にそこでの保護を拡大しようとする議論、4は、家族とは切り離れた形で個人の感情の保護を問題にする議論として、それぞれ位置付けることができる。一定の枠を設定しつつ多様な

家族のあり方へと対応するという観点からは、3が適切である。

次に、相互の関係という視点から見ると、1と4は、問題を完全に個人化して捉える議論、2は、直接被害者の生命が侵害された場合以外でも固有の慰謝料請求を認めるとすれば、身分や地位の中に相互支配的な契機を読み込まなければならないため、家族相互の関係を支配的・依存的なものとする議論、3は、他者との関係的な要素を考慮するものではあるが、あくまでも個人としての人格の保護を問うものであるため、問題を緩やかに個人化して捉える議論と行うことができる。家族という存在に身分や地位とは異なる意義を認めながらも、家族のメンバーを個人として捉えるべきだという観点からは、3が適切である。

また、典型的な家族からの自律性という視点から見ると、民法711条所定の者との関係でここでの家族の枠をどこまで拡大させるのか、拡大するとした場合にその根拠条文をどこに求めるのか、同711条の存在意義をどこに見出すのかという議論は、夫婦と親子からなる家族を典型的なものとして想定しこれだけに強い保護を与えるのか、典型的なものから離れる家族にも緩和された保護を与えるのか（根拠条文を同709条および同710条に求める立場、同711条を単なる確認規定と見る立場）、典型的なものであるとならうと同一の保護を与えるのか（根拠条文を同711条に求め、かつ、同条を立証責任の緩和規定と見る立場）という点に関わるものとして再定式化される。

家族に関わる保護、すなわち、家族に関わりを持つような権利が家族以外の者によって侵害された場合にその家族のメンバーはどのような根拠に基づきどのような内容の損害賠償を請求することができるのかという問題については、不貞行為を理由とする損害賠償請求の場面を素材にすると、1．配偶者や子としての身分や地位それ自体の侵害を問題にする考え方、2．配偶者や子としての身分や地位から生ずる債権的な請求権の侵害を問題にする考え方、3．他方配偶者や親との間で形成されていた関係に結びつく個人としての人格権の侵害を問題にする考え方、4．これを原則として否定する考え方がありうる。これらのうち、3は、例えば、故人の人格が毀損された場面や遺族としての感情が害された場面でも問題となりえ、広い射程を有する議論である。

まず、家族の枠という視点から見ると、1や2は、配偶者や子の身分や地位を保護するとの考え方から出発し、事実主義の立場からその保護を事実上同視しうる者にも拡大していくことになるが、これでは、法律上の配偶者や子としての身分や地位の意義が希釈化されることにもなりかねない。他方で、3によれば、法定関係の有無よりも、当該関係

が自己の人格の実現や展開にとって必要不可欠であったかどうかという観点が重要となる。3では不貞行為ということに意味があるわけではないが、あえてこの場面に引き寄せて言えば、ここでは、関係の中身を考慮した実質的な判断によって、家族の枠、そして、関係に係る人格権侵害の有無が評価されることになる。

次に、相互の関係という視点から見ると、1では、配偶者は相互に相手方の貞操を支配するという観念が介在することになり、2と4では、問題が完全に個人化した形で捉えられることになる。他方で、3は、配偶者相互や親子の关系的な要素を考慮するものではあるが、あくまでも個人としての人格の保護を問うものであるため、問題を緩やかに個人化して捉える議論と言うことができる。家族という存在に身分や地位とは異なる意義を認めながらも、各配偶者や親と子を個人として捉えるべきだという観点からは、3が適切である。

また、典型的な家族および家族外の存在からの自律性という視点から見ると、1（および2）は、配偶者としての身分や地位を持つ者相互間の性的関係を特別に扱い、これを害することになるような配偶者間以外の男女関係を排除しようとする議論、4は、対外的側面に関して、配偶者としての身分や地位を持つ者相互間の性的関係とそうでないカップル間のそれを同列に扱う議論として位置付けられる。見方を変えれば、1と2は、配偶者としての身分や地位を持つ者の性的関係に関わる問題につき民事責任法の介入を許す議論、4は、これを家族法の規律に委ねる議論と言うこともできる。これに対して、3が対象としているのは、配偶者や子としての身分や地位そのものではない。そのため、ここでは、貞操の問題を家族法の規律に委ねつつも、それとは直結しない关系的な人格権を民事責任法で保護することが可能となる。身分や地位に直接関わるような問題につき家族法の特殊性を考慮しない形で民事責任法が介入していくことは許されるべきではないが、そうでない問題につき家族法の理念を壊さない範囲で民事責任法が事後的かつ例外的に補完することがあってもよいという観点からは、3が適切である。

最後に、民事責任法の枠組という視点から見ると、1では、不貞行為をした配偶者の自由だけでなく、不貞行為の相手方の自由をも過度に制約することになってしまうほか、美人局の誘発、認知請求の阻害といった実際上の問題が生ずるおそれもある。これに対し、2や3によれば、不貞行為をした配偶者とその相手方の自由に十分な配慮がなされる。また、3の枠組によれば、保護されるべき権利の存否および権利侵害の有無のレベルで、1で生じうる諸問題を解消させることができる。

およびでの考察をまとめると、以下のようなになる。一方で、家族としての身分や地位に着目するだけでは、家族の保護の問題に十分な対応をすることはできない。しかし、これに対応するために、家族としての身分や地位の中に家族相互の関係を意識した内容を組み込んでいくと、家族内における個人の自律性に制約が課せられることになる。また、この立場によれば、身分や地位に対応した形で画一的に家族の枠が設定されてしまうほか、ある問題につき家族法による規律が存在している場面で民事責任法が直接的にこれを扱うことの当否も問われることになる。他方で、家族のメンバーを完全に個人化させると、身分や地位とは別に存在すると思われる家族という存在の意義が全く考慮されなくなってしまふ。このように見ると、家族との関わりの中で家族内の個人を捉えることが適切であると言うことができる。これによれば、家族について身分や地位にとらわれない柔軟な枠を設定することができるほか、家族法の規律を希釈化させることなく、かつ、個人を出発点として、身分や地位とは別に存在する家族の意義を考慮することができる。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

(1) 白石友行、民事責任法と家族(1)、筑波ロー・ジャーナル20号、2016年、59-107頁、査読なし

(2) 白石友行、不法行為裁判例の動向、民事判例XII 2015年後期、2016年、28-45頁、査読なし

(3) 白石友行、民事責任法と人・家族問題提起と課題設定、法学研究88巻1号、2015年、393-420頁、査読なし

[http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara\\_id=AN00224504-20150128-0393](http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20150128-0393)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

白石 友行 (SHIRAIISHI, Tomoyuki)

筑波大学・ビジネスサイエンス系・准教授

研究者番号：00571548